

# 低入札価格調査制度の導入について

令和6年4月1日  
山元町企画財政課

本町では執行する入札の一部について『低入札価格調査制度』を導入いたします。

記

## 低入札価格調査制度の概要

低入札価格調査制度とは、従来の最低制限価格制度とは異なり、「調査基準価格」及び「失格基準価格」を定め、調査基準価格と失格基準の範囲内の応札あった場合に調査を実施し、低入札価格の適否について判断を行う制度です。

## 基準となる価格の種類

調査基準価格…低入札価格調査を実施する基準となる価格

失格基準価格…失格基準価格を下回る価格で入札したものを失格とする基準となる価格

## 低入札価格調査制度の対象工事

低入札価格調査制度の対象工事については、総合評価方式を適用させる工事となります。

## 低入札価格調査制度の調査内容

低入札価格調査にあたり、対象者には資料の提出やヒアリングを実施いたします。低入札価格調査制度の調査内容については下記のとおりです。

- (1) 入札価格の根拠
- (2) 入札価格の積算内訳書及び積算書比較等の詳細な検討状況
- (3) 労務者の供給に関する事項
- (4) 手持工事等の状況
- (5) 資材（機器）、設備等の調達に関する事項
- (6) 手持資材、機械及び設備に関する事項
- (7) 建設副産物に関する事項
- (8) 過去に施工した同種の公共工事名、発注者及び成績状況並びに履行状況
- (9) その他の必要な事項

## 低入札価格調査による失格の基準

低入札価格調査により失格となる基準については下記のとおりです。

- (1) 低入札価格調査に関する資料を定められた期間までに提出しない又はヒアリングに応じない場合
- (2) 設計仕様書等に適合しない場合
  - ① 町が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量、工法、施工条件等を満たしていない場合
  - ② 材料、製品等について、町が示した設計仕様適合した品質、規格を満たしていない場合
- (3) 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合
  - ① 算定根拠が明確でない場合
  - ② 金額が一括して計上されている場合
  - ③ 下請見積額を下回る積算額が計上されている場合
  - ④ 下請見積書等の工事内容(規模、工法、数量等)が不明確な場合
  - ⑤ 資材(機器)設備等の購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合
  - ⑥ 監理技術者等の人件費、保険料、工事登録費用等の必要な経費が計上されていない場合
  - ⑦ 下請予定業者の見積金額が過去に取引した実績のある価格を基礎として見積もられておらず、積算内訳書記載価格が不当に低額に設定されたことが明白である場合
- (4) 建設副産物の処理が適正でない場合
  - ① 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合
  - ② 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致していない場合
- (5) 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合
  - ① 監理技術者等が重複専任になる場合
  - ② その他の法令違反
- (6) その他、適正な工事の履行がされないと認められる場合

## 低入札価格調査制度の適用時期

令和6年度以降、総合評価方式を適用する工事を対象に実施いたします。